

令和7年2月20日（木）
午前10時30分より
アオーレ長岡 東棟4階 大会議室

令和6年度 第2回 長岡市権利擁護地域連携協議会 次第

1 開会あいさつ

2 報告

(1) 長岡市成年後見センター活動実績について 資料No.1-1～1-7

3 議事

(1) 成年後見センターの目標設定について 資料No.2

(2) アセスメントシートについて 資料No.3

(3) その他

4 家庭裁判所講評

5 閉会あいさつ

令和 6 年度

第 2 回長岡市権利擁護地域連携協議会

長岡市成年後見センター活動実績について

(令和 6 年 4 月から令和 7 年 1 月まで)

1 相談実績・・・・・・・・・・P1

2 普及啓発活動実績・・・・・・・・P5

3 制度利用促進に関する取組み・・P6

令和6年度長岡市成年後見センター相談実績

相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
新規件数	34	38	40	36	32	29	27	20	28	21	305
継続件数	21	44	45	31	34	31	46	35	32	32	351
合計	55	82	85	67	66	60	73	55	60	53	656

エリア別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
なかじま・おもてまち	4	10	19	21	16	14	15	8	11	9	127
けさじろ	2	8	8	6	1	5	3	1	5	5	44
ふそき	5	2	5	6	6	6	7	2	8	4	51
みやうち・やまこし	8	14	8	3	6	5	3	3	3	8	61
まきやま・みしま	4	4	2	1	2	0	0	6	1	1	21
にしがおか	17	10	22	11	19	16	21	15	15	13	159
なかのしま・よいた	1	2	1	0	1	1	2	2	0	0	10
こしじ・おぐに	0	3	3	2	1	4	2	3	2	2	22
わしま・てらどまり	1	6	2	5	2	4	2	1	2	4	29
とちお	4	4	5	3	5	0	10	5	6	3	45
かわぐち	0	2	2	0	0	0	0	0	1	0	5
市外	7	11	5	4	4	0	2	5	1	0	39
不明	2	6	3	5	3	5	6	4	5	4	43
合計	55	82	85	67	66	60	73	55	60	53	656

相談方法別件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
電話	33	40	53	43	44	42	50	25	40	37	407
来所	14	33	24	21	20	15	18	18	12	16	191
訪問	6	8	6	2	1	2	3	12	5	0	45
メール	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
その他	2	1	2	1	1	1	1	0	3	0	12
合計	55	82	85	67	66	60	73	55	60	53	656

年齢区分別件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
18歳未満	0	2	0	1	0	0	0	0	3	0	6
18～29歳	1	2	3	2	2	1	4	1	0	0	16
30～39歳	4	5	1	4	4	1	1	3	3	3	29
40～49歳	6	2	2	2	2	3	2	1	0	0	20
50～59歳	1	1	2	7	7	4	2	4	3	6	37
60～64歳	3	8	5	4	4	9	9	7	6	4	59
65～74歳	14	15	23	5	8	6	23	10	11	13	128
75歳以上	19	35	36	31	36	31	24	22	28	22	284
不明	5	10	8	6	3	3	3	6	4	4	52

令和 6 年度長岡市成年後見センター相談実績

年齢区分別件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
その他	2	2	5	5	0	2	5	1	2	1	25
合計	55	82	85	67	66	60	73	55	60	53	656

※その他・・・普及啓発に関する相談、世帯としての相談等

性別件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
男性	33	42	47	34	39	34	44	28	28	33	362
女性	17	30	27	23	25	24	21	20	28	17	232
不明	3	8	6	5	1	0	3	6	0	2	34
その他	2	2	5	5	1	2	5	1	4	1	28
合計	55	82	85	67	66	60	73	55	60	53	656

※その他・・・普及啓発に関する相談、世帯としての相談等

対象者分類別件数 (複数計上)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
高齢者	34	49	58	38	46	41	49	32	42	37	426
認知症	11	28	26	15	24	18	18	14	13	16	183
知的障害者	8	19	14	7	5	3	10	4	6	9	85
精神障害者	11	16	11	17	13	17	20	19	11	12	147
身体障害者	4	8	3	3	8	6	4	12	2	1	51
その他	5	3	9	8	4	3	2	6	8	3	51
合計	73	123	121	88	100	88	103	87	82	78	943

※その他・・・普及啓発に関する相談、世帯としての相談等

相談・連絡先区分別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
本人	4	5	11	7	3	5	2	2	8	4	51
親	5	8	1	2	6	2	2	2	0	4	32
子	3	10	3	5	7	4	9	2	2	3	48
孫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配偶者	0	1	2	0	6	0	1	2	2	3	17
兄弟姉妹	3	4	8	3	2	7	5	5	5	2	44
甥・姪	1	3	1	5	1	2	5	4	2	4	28
義理の親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
義理の子	1	0	1	0	0	0	1	0	2	1	6
義理の兄弟姉妹	1	1	1	1	2	0	2	0	0	0	8
その他の親族	1	5	1	3	1	4	2	3	3	1	24

令和6年度長岡市成年後見センター相談実績

相談・連絡先区分別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
長岡市社協（日自・支所）	3	3	1	3	1	1	2	4	3	3	24
市外社協	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
市外権利擁護センター	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
基幹包括支援センター	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3
基幹相談支援センター	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	4
長岡市（基幹以外）	1	0	2	4	2	0	1	0	2	0	12
行政機関（長岡市以外）	0	1	2	1	1	0	1	0	0	1	7
地域包括支援センター	3	9	15	7	11	7	13	4	11	7	87
ケアマネジャー	5	5	9	6	8	10	4	8	4	6	65
高齢者施設	1	0	4	1	0	1	0	2	0	2	11
相談支援専門員	8	5	6	7	5	5	8	1	5	5	55
障害者施設	0	2	3	1	3	0	0	1	1	1	12
医療機関	6	7	6	6	1	3	5	5	3	4	46
パーソナル・サポート・センター	0	1	0	0	1	3	2	5	1	1	14
金融機関	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
民生委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
後見等受任者	0	1	1	1	0	2	0	2	0	0	7
知人・隣人	4	5	7	1	1	1	0	3	0	0	22
その他	2	4	0	2	1	2	7	0	4	0	22
合計	55	82	85	67	66	60	73	55	60	53	656

※その他・・・専門職、その他相談機関等

相談区分別 (複数計上)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
法定後見制度	29	45	29	17	36	23	33	29	17	22	280
任意後見制度	0	2	7	3	1	6	5	3	7	3	37
普及・啓発活動	2	2	0	4	1	1	4	0	2	0	16
法人後見	2	3	0	0	2	0	1	1	0	0	9
申立てに関する事	17	27	12	13	16	14	28	20	21	11	179
利用支援事業	3	0	1	1	0	0	0	2	0	0	7
後見人支援	0	0	3	0	2	1	1	1	0	0	8
後見人への苦情	2	5	6	3	3	3	0	1	0	0	23
日常生活自立支援事業	12	6	19	23	8	18	16	9	15	14	140
ケース会議の開催・参加	1	0	3	2	0	0	4	2	2	0	14
金銭管理	26	17	18	13	13	14	6	10	14	6	137
法律行為（契約、債務整理など）	0	0	1	0	1	0	0	3	1	0	6
自分、親族の将来	7	11	12	9	8	7	2	2	1	3	62

令和 6 年度長岡市成年後見センター相談実績

相談区分別 (複数計上)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
相続、遺産分割	3	4	4	2	6	6	2	6	1	2	36
虐待、権利侵害	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0	5
身より、身元保証・引受	13	12	5	6	13	6	4	9	6	6	80
近隣トラブル	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
悪質業者・消費生活	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
連絡調整	1	0	12	8	6	1	0	5	8	9	50
問い合わせ	4	2	4	0	1	0	0	1	2	0	14
その他	4	7	4	5	0	4	2	1	1	2	30
合計	127	144	140	109	118	104	108	108	100	78	1136

※その他・・・福祉サービス利用について、就労に関すること等

令和6年度 普及啓発活動実績

受付 番号	開催日	主催/ 派遣	名称	場所	対象	人数 (人)	内容
1	5月13日(月)	主催	社協ふくし塾 権利擁護編	社会福祉センタートモ シア	☒ 一般市民 ☒ 関係者 ☐ その他	42	権利擁護支援について
2	5月23日(木)	主催	令和6年度第1回福祉関係者向け 成年後見制度研修会	社会福祉センタートモ シア	☐ 一般市民 ☒ 関係者 ☐ その他	49	成年後見制度の基礎 (講師：司法書士 長谷川繁 氏)
3	6月24日(月)	派遣	三島地区民生委員児童委員協 議会 研修会	長岡市三島支所	☐ 一般市民 ☒ 関係者 ☐ その他	18	成年後見制度について
4	7月4日(木)	派遣	栃尾地区民生委員児童委員協 議会 研修会	社会福祉センタートモ シア	☐ 一般市民 ☒ 関係者 ☐ その他	20	成年後見制度について
5	7月13日(土)	派遣	みのわの里更生園保護者会研 修会	長岡グランドホテル	☒ 一般市民 ☐ 関係者 ☐ その他	12	成年後見制度について
6	9月4日(水)	派遣	障害者就労・生活支援セン ターこしじ就労セミナー	スリージョブながおか	☐ 一般市民 ☐ 関係者 ☒ その他	7	お金とくらしを考える
7	9月14日(土)	主催	すこやかともしびまつり2024 成年後見制度基礎セミナー &後見人のつどい	アオーレ長岡 市民交流ホールD	☒ 一般市民 ☒ 関係者 ☐ その他	14	成年後見制度について
8	10月17日(木)	派遣	総合支援学校保護者対象福祉 サービス等説明会	総合支援学校	☐ 一般市民 ☐ 関係者 ☒ その他(保護者、職員)	125	成年後見制度について
9	10月18日(金)	派遣	出雲崎民児協視察研修	社会福祉センタートモ シア	☐ 一般市民 ☒ 関係者 ☐ その他	19	長岡市における成年後見制度に 関する取組みについて
10	10月18日(金)	派遣	相談体制部会委託相談支援会 議	社会福祉センタートモ シア	☐ 一般市民 ☒ 関係者 ☐ その他	9	地域の関係機関との連携強化に 向けた取組み
11	10月25日(金)	派遣	越路地区民児協研修会	越路総合福祉センター	☐ 一般市民 ☒ 関係者 ☐ その他	31	成年後見制度について
12	10月30日(水)	派遣	民生委員児童委員協議会第3 部会研修会	さいわいプラザ	☐ 一般市民 ☒ 関係者 ☐ その他	8	権利擁護支援について
13	11月 ⁸ ₁₅ 日(金)	主催	権利擁護支援者養成講座基礎 編Ⅰ	社会福祉センタートモ シア	☒ 一般市民 ☐ 関係者 ☐ その他	29	権利擁護支援者養成
14	11月10日(日)	主催	福祉・介護・健康フェアin長 岡	メディアぶらっと	☒ 一般市民 ☐ 関係者 ☐ その他	40	家族信託について (講師：司法書士 田辺俊樹 氏)
15	11月12日(火)	派遣	えちご中越農業協同組合職員 研修会	えちご中越農業協同組 合 宮内支店	☐ 一般市民 ☐ 関係者 ☒ その他(職員)	30	成年後見制度について
16	11月22日(金)	派遣	意思決定支援を含む権利擁護 を進めるための中核機関の役 割と実務研修	上越市民プラザ	☐ 一般市民 ☒ 関係者 ☐ その他	89	パネルディスカッション 「地域の権利擁護支援の中核で あるために」
17	1月31日(金)	派遣	川口地区民生・児童委員協議 会 研修会	川口コミュニティセン ター	☐ 一般市民 ☒ 関係者 ☐ その他	8	成年後見制度について
						550	

成年後見制度の利用促進に関する取組み（トピック）

1 担い手の育成について

（１）令和６年度権利擁護支援者養成講座基礎編Ⅰ

- ・令和６年１１月８日（金）、１５日（金）の２日間で開催し２８名が修了。
- ・その修了者から日常生活自立支援事業の生活支援員として活動を希望した１４名に対して名簿登録の課題及び面接を実施した。
- ・今後、名簿登録者については活動前に新任研修を受講していただき、マッチングを行う。
- ・昨年度１５名の新規登録者のうち１３名が現在活動中。

（２）令和６年度権利擁護支援者養成講座基礎編Ⅱ

- ・令和７年３月５日（水）、７日（金）に開催予定（２月１４日現在：申込者１９名）。
- ・昨年度の内容を踏襲したカリキュラムとなっている。

（３）法人後見支援員の活動

- ・令和６年１０月から法人後見支援員として基礎編Ⅱの修了者のうち、３名が活動を開始。
- ・現在は社協職員と同行しながら、複数ケースに関わっていただき、後見活動について実務を習得している。
- ・市民後見人の活動を見据えながら、ケースとのコミュニケーションだけではなく、実際の事務処理についても今後触れていただくことを想定している。

2 会議の主催及び参加について

（１）ケース検討会議の開催

- ・３回開催を行い、４回目を３月６日に予定。
- ・参加者は以下の通り
弁護士、司法書士、社会福祉士、高齢者基幹包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、長岡市福祉総務課、成年後見センター
- ・専門職団体へのアンケート調査についての協議も実施。

（２）他団体主催会議への参加

- ・地域ケア会議、中核機関ネットワーク会議、市民後見推進サロン、多職種連携会等。
- ・積極的な参加から、顔の見える関係づくり及び他自治体における取組みの情報収集を実施。

3 先進地への視察

- ・市民後見人の育成及び受任者調整会議の開催に関して先進的な取り組みをしている燕市に視察訪問した。
- ・詳細は資料№１－２参照。

燕市視察報告

視察日時：令和6年9月25日(水) 午後1:30～ 照会事項についての情報交換

午後3:00～ 受任調整会議見学

出席者：燕市 市、社協 計4名

当市 市、社協 計10名

オブザーバー 県社協1名

【燕市の状況】

1 事前照会事項への回答 資料No.1-3参照2 受任調整について 資料No.1-4参照

・基本フローは、家庭裁判所と意見交換のうえでこの形になった。受任調整会議に諮るケースの「3.家庭裁判所により市民後見人の推薦依頼を受けたケース」は、家庭裁判所の希望により付け加えられた事項

※県社協より・・・市民後見の育成と同時進行で、受任のイメージについて家庭裁判所と共通認識を持ちながら検討していく体制が必要。燕市のフローチャートは非常に作り込まれていて、共通認識を深める有効な手段だった。

3 市民後見人について 資料No.1-5参照

・市民後見人は、福祉専門職(相談職)として3年以上の従事経験がある、または日常生活自立支援事業の生活相談員、法人後見事業における法人後見支援員として3年以上の活動経験がある方としている。

※県社協より・・・福祉専門職を市民後見人に育成するにあたっては、法人の理事長等に対し、市及び社協が説明に回って理解を得て、アンケートを実施し、事前調整を行いながら、慎重に丁寧に話を進めていたことにより、この体制が実現した。プロセスが重要。

・福祉専門職としたメリット

① 一般市民より制度に関心が高いこと。

② 市民後見人の選任がなかなか進まない理由はやはり一般市民であることなのでは。福祉専門職であることで専門性が確保されており、センターによるバックアップ体制の構築により家庭裁判所への信頼も得られ、倫理感も高い、ということで選任に繋がるのではと考えた。

・現在名簿登録者11名。本年度の養成講座に5名申し込み有。20～30名の登録を目指している。

・市民後見人の受任実績は、視察日時点では0件。一件、弁護士から追加選任の申立て中。

・将来的には、市民後見人の単独受任を目指している。

4 その他

(1) 地域連携ネットワーク専門職派遣事業について 資料No.1-6参照

・令和4年からの事業。包括、居宅介護支援事業所、市、社協などが利用している。派遣調整の団体窓口

には各専門職に就いてもらっている。

・医療・福祉の関係者だけで権利擁護の必要性を考えると、法定後見制度利用ありきとなる危険をはらむ。そういう時には地域連携ネットワーク事業を使ってもらい、専門職を派遣することで、後見制度が本当に必要なのか、日常生活自立支援事業で対応可能ではないか、その前にすべきことあるのでは無いかなど、方針の検討に活用してほしいと考えている。

【参考にするべき点】

・受任調整体制の確立と市民後見人の育成について、家庭裁判所へ情報共有を行いながら、一体的に体制を検討している。

・福祉専門職を市民後見人に育成するにあたり、法人の理事長等に対し、市及び社協が説明に回って理解を得た点については、中核機関の役割を普及するにあたっても有効と考える。

・地域連携ネットワーク専門職派遣事業は、意思決定支援の観点から本人参加のチーム会議であること。

【当市の中核機関の方向性】

1 受任調整会議について

当市では「ケース検討会議」にて望ましい候補者や予想される後見事務について検討を行っており、R7からは各月定期開催を予定している。将来的には受任調整会議の場にしていきたいと考えている。受任調整会議に諮るケースの整理や受任までの流れなどの整理し、協議会及び家庭裁判所と情報共有を諮りながら進めて参りたい。

2 権利擁護の必要性を検討する場について

権利擁護の必要性を検討する場（燕市における「地域連携ネットワーク専門職派遣事業」としての役割）は、当市ではR6より「ケース検討会議」において行っている。今後は相談書式など整備し、市内各相談機関にも周知を図っていきたい。

3 市民後見人の方向性について

・燕市が目標に掲げる「市民後見人の単独受任」は、バックアップの体制も含め非常に難しいと考える。

・当市としては現在のところ、市民後見人誕生への方向性を〔資料No.1－7〕のように考えている。生活支援員・法人後見支援員として経験を積みながら、養成講座応用編を受講し、将来的には市民後見人として独り立ちしていただく。支援員活動の中で、法人後見事業及び中核機関との信頼関係も構築できる。

・市民後見人が選任され、地域で活躍していくには、バックアップの体制や受任の形態（リレー式、後見監督人方式、複数選任など）について、家庭裁判所と相談を重ねながら進めていく必要がある。

照会事項(回答)

1 受任調整について

令和6年9月25日

照会事項	補足	回答
(1) 受任調整の全体の流れ	フロー図などあればご提供いただきたい。	・【燕市版】後見人等受任調整の基本フロー（資料№1）
(2) 受任調整会議に諮るケース	例：「市長申立ての案件」などお伺いしたい。	・【燕市版】後見人等受任調整の基本フロー（資料№1） 1. 市民後見人の受任が見込めるケース 2. 市長申立て候補者の調整が必要なケース 3. 家庭裁判所より市民後見人の推薦依頼を受けたケース
(3) 望ましい候補者の擁立について	各団体との取り決め事項・調整内容などお伺いしたい。	・各団体との取り決め事項は特にな ・成年被後見人等の基本情報（資料№2）により、候補者が見つかりやすくなるよう情報や現状を整理 →必要に応じて会議録を提示することになっている
(4) リレーケースの事例	受任調整の結果、専門職後見人選任後に市民後見人にバトンタッチする、というような結論に至った案件があればお伺いしたい。	・新規の案件では紹介できる事例はないが、既に弁護士が受任しているケースについて、リレーをすることに至った案件はある →受任調整会議開催状況（資料№3） →結果的には、家庭裁判所の助言もあり弁護士と市民後見人の複数受任となった。 →本日の受任調整会議に諮る案件も弁護士から市民後見人へのリレーが考えられる案件。
(5) 個人情報の取扱いについて	同意書や誓約書を備えているか等お伺いしたい。	・同意書や誓約書は備えていない
(6) 家庭裁判所との連携、役割分担	受任調整会議開始に至るまで、及び至った後の情報共有体制についてお伺いしたい。	・具体的な情報共有体制についての取り決めはなし ・R5年度に家庭裁判所と情報交換や情報共有する場を2回設け、燕市の受任に至るまでや至った後の流れについて説明し、理解いただいている
(7) 受任調整会議を開催する中で現在課題となっていること	受任調整の結果、専門職の選任にあたっての課題などあればお伺いしたい。	・受任候補者に次点を決めるかどうかの課題はあるが、現在は1番手のみの結論を出している →社会福祉士の次点として、法人後見が想定される →次点は断りにくい状況になる ※現在の候補者推薦実績は社会福祉士のみ

2 市民後見人について

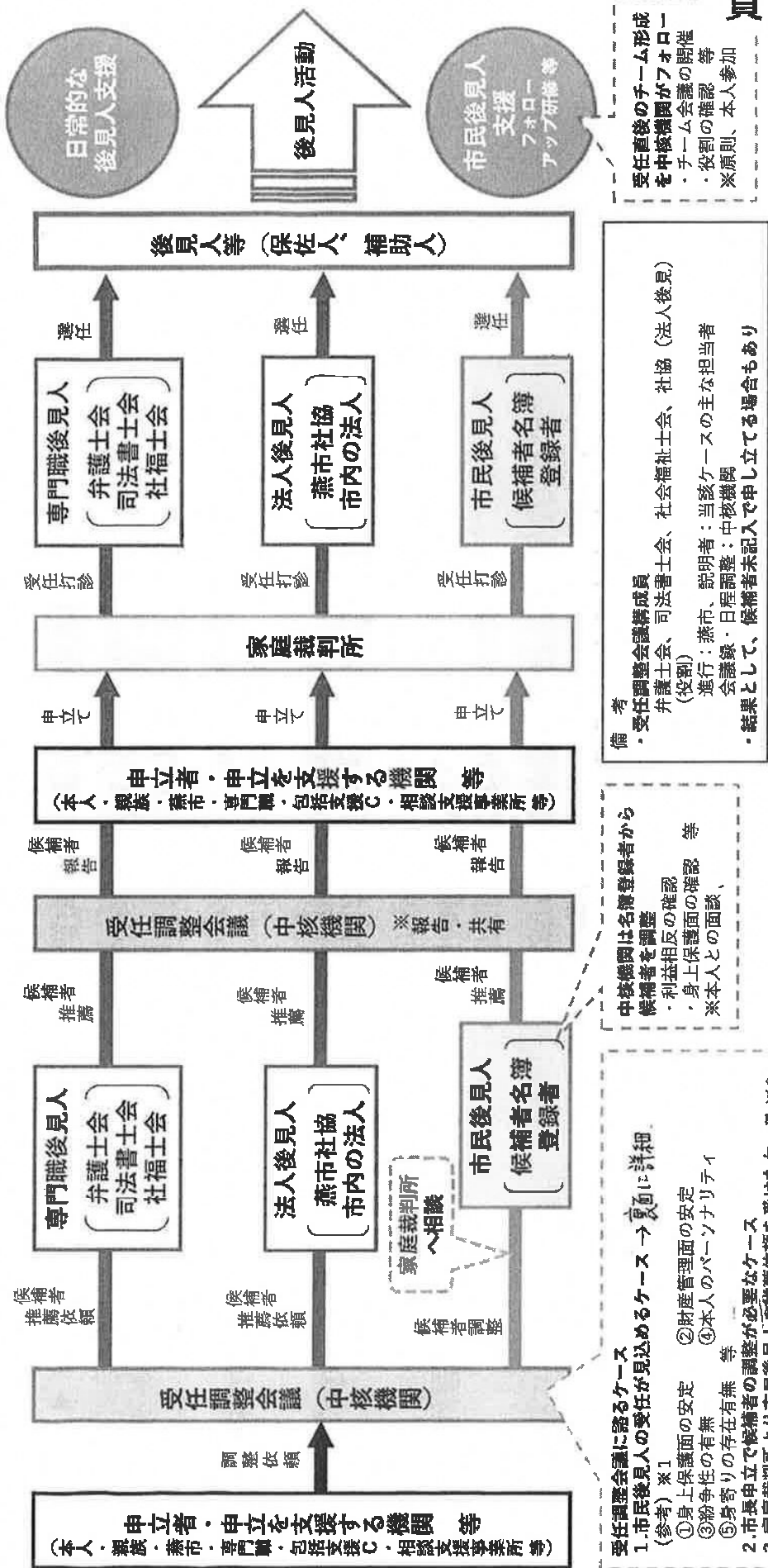
照会事項	補足	回答
(1) 市民後見人養成講座の開催状況、周知の方法		・令和6年度募集中 ・令和5年度受講実績・・・11名 ・周知方法・・・市広報誌、社協HP、公共施設へポスター掲示、市経路で市内社会福祉法人や事業所等へメール配信

照会事項	補足	回答
(3)協議会の議題の決め方について	当市では、事務局(市と成年後見センター)で協議のうえ議題を決めているが、協議会の委員が満遍なく発言できる議題がなかなか見つからず、毎回頭を悩ませているため、貴市の状況をお伺いしたい。	・福祉後見・権利擁護センター運営委員会と中核機関運営協議会を兼ねて開催している都合上、議題は社協で決定 ・主な議題…事業実施計画・報告(相談・支援、日自、法人後見等)、その他、必要な事項を検討している(R5は養成講座が中心)
(3)協議会で実施されている意見交換について	先日の担当者研修会でご説明いただいた中で、協議会では毎回「意見交換」の時間を設けていると伺った。どのように進行されているのか、また、各委員から意見を引き出す工夫等をされていれば併せてお伺いしたい。	・中核機関の機能、日常生活自立支援事業、申立支援の範囲、市民後見人の養成、後見人等受任調整フロー、市民後見人の活動推進、身寄りがない方の支援 ・意見交換のテーマは、基本的には委員より募集 ・無いことも想定し事務局側でも用意しておくが、予め委員に根回しする時もある ・委員長(弁護士)が進行し、発言のない委員にも話を振るなど工夫いただいている

提供希望資料

- ・受任調整会議実施要綱、規程…令和6年度「受任調整会議」開催計画(資料No.10)
 - ・受任調整の流れ等記したフロー図など…【燕市版】後見人等受任調整の基本フロー(資料No.1)
 - ・受任調整会議に諮るためのケース説明様式…成年被後見人等の基本情報(資料No.2)
 - ・市民向け普及啓発に利用している資料など…センターパンフレット(別冊)
- その他、参考となる資料をいただくと助かります。

【燕市版】後見人等受任調整の基本フロー—



※1) R5.8.10に開催した「令和5年度市梅村擁護会者養成講座」開催に向けた家医熱病所との家医交友会を踏まえて整理したもの
※2) 既に家医熱病所へ申し立てられた事件で、市民後見人の委任が見込めるケースとして警察依頼を受けることを決定

令和6年度 燕市権利擁護支援者養成講座 開催要項

1. 目的

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により、判断能力に不安のある方が住み慣れた地域でいままでも自分らしく安心して暮らしていくには、一人ひとりの権利が守られることが大切です。

本講座は、権利擁護支援について深く学ぶことで、成年後見制度や日常生活自立支援事業に携わる担い手を養成するとともに、地域の中で多様な主体による支えあい活動の一層の推進・深化を図ることを目的として開催します。

なお、本講座は、「燕市成年後見制度利用促進中核機関等運営事業」における担い手養成事業として、開催します。

2. 主催

燕市、社会福祉法人 燕市社会福祉協議会（以下「燕市社協」という。）

3. 受講コース

市民後見人養成コース

「市民後見人」として活動できる方を養成するコースです。燕市社協 福祉後見 権利擁護センター（燕市成年後見制度利用促進中核機関）等のフォローを受けながら、成年後見人等（保佐人、補助人）として活動することを目指します。

（1）受講条件 ．．． 次の要件のすべてを満たしている方

- ・燕市に在住、又は在勤の方
- ・次の①及び②のいずれかに該当する方

①社会福祉士（「ばあとなあ新潟」に登録している方は除く）、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事のいずれかの資格を有する方または相談支援専門員初任者研修を修了した方で、社会福祉法人等で3年以上の福祉関係業務に従事した経験のある方

②燕市社会福祉協議会が実施している法人後見事業における「生活支援員」として、3年以上の活動経験がある方

- ・市民後見人として活動することに興味のある方
- ・原則として、すべてのカリキュラムに参加可能な方
- ・成年後見制度及び福祉活動に理解・熱意のある方

（2）定 員 ．．． 15名程度

（3）受講料 ．．． 無料

（4）日 程 ．．． 別紙、カリキュラムのとおり

（5）会 場 ．．． 燕市民交流センター 3階多目的ホール

権利擁護支援基礎コース

権利擁護支援の基礎的な内容が学べるコースです。

また、権利擁護支援基礎コースを修了することで、燕市社協が実施している法人後見事業（成年後見制度）における「法人後見支援員」、及び日常生活自立支援事業における「生活支援員」として活動することもできるようになります。

（1）受講条件 ．．． 次の要件のすべてを満たしている方

- ・燕市に在住の方
- ・燕市社協が実施している法人後見事業における「法人後見支援員」、及び日常生活自立支援事業における「生活支援員」として活動することに興味のある方
- ・原則として、すべてのカリキュラムに参加可能な方
- ・成年後見制度及び福祉活動に理解・熱意のある方

（2）定 員 ．．． 10名程度

（3）受講料 ．．． 無料

（4）日 程 ．．． 別紙、カリキュラムのとおり

（5）会 場 ．．． 燕市民交流センター 3階多目的ホール

オープン参加コース

本講座のカリキュラムの中から、ご自身が希望する科目に参加できるコースです。

（1）受講条件 ．．． 次の要件のいずれかに該当する方

- ・「燕市市民後見人候補者名簿」に登録している方
 - ・燕市内に勤務する福祉に携わる専門職
 - ・現在、成年後見人等として活動している市民
- （2）定 員 ．．． 各回25名程度（定員になり次第締め切り）
- （3）受講料 ．．． 無料
- （4）日 程 ．．． 別紙、カリキュラムのとおり
- （5）会 場 ．．． 燕市民交流センター 3階多目的ホール

4. 申し込み方法 ※受講申込書類等は、燕市社協ホームページからもダウンロードできます。

市民後見人養成コース／権利擁護支援基礎コース

- （1）募集期間 ．．． 令和6年8月29日(木) ～ 9月30日(月)
- （2）申込方法 ．．． 別紙、受講申込書を燕市社協の窓口へ提出（郵送可）
- （3）添付書類 ．．． 受講条件に該当する資格等を証明する書類の写し
- （4）受講決定 ．．． 申込者多数の場合は、審査のうえ決定します。
- ．．． 後日、受講可否を郵送にてお知らせします。

オープン参加コース

- （1）募集期間 ．．． 令和6年8月29日(木)から各回の開催6日前まで
- （2）申込方法 ．．． 別紙、受講申込書を燕市社協の窓口へ提出（メール・FAX可）
- ．．． するか、Google フォームにて申し込む

資料No.1-5



オープン参加コース
参加申込フォーム

5. 事前説明会

「市民後見人養成コース」、又は「権利擁護支援基礎コース」への受講を検討している方を対象に事前説明会を開催します。

- (1) 日 時 令和6年8月29日(木) 13:30～15:00
(2) 会 場 燕市民交流センター 3階多目的ホール
(3) 内 容
- ・成年後見制度及び日常生活自立支援事業の概要と県内の動向
 - ・燕市の成年後見制度利用促進に関する動向
 - ・市民後見人、法人後見支援員、生活支援員の役割
 - ・令和6年度 燕市権利擁護支援者養成講座について
 - ・修了後の活動について
 - ・質疑応答

- (4) 申込方法 8月23日(金)までに、下記へ電話・メール・Google フォームのいずれかの方法で申し込む。

燕市社協 福祉後見・権利擁護センター
(燕市成年後見制度利用促進中核機関)

TEL : 0256-78-7020 E-mail : tbm-kenri@tbm-swc.jp



事前説明会
参加申込フォーム

6. その他

市民後見人養成コース

本コース修了者で市民後見人としての活動を希望する修了者に対して、活動への意欲や意向等を確認した上で、「燕市市民後見人候補者名簿」へ登録します。

燕市では、市民後見人の受任が見込まれる事案には、新潟県弁護士会・新潟県司法書士会・新潟県社会福祉士会等の参加による「受任調整会議」を開催し、その相応性を検討し適否を判断します。市民後見人の受任が相応しい事案には、「燕市市民後見人候補者名簿」の中から事案に応じた候補者を選定し、選定された方の後見活動への意向等を確認した上で、家庭裁判所へ推薦します。

よって、本コースを修了することをもって、直ちに市民後見人として活動することを保証するものではありませんので予めご理解ください。

権利擁護支援基礎コース

燕市社協では、法人後見事業及び日常生活自立支援事業に取り組んでおり、同事業での活動を希望する修了者に対して、活動への意欲や意向等を確認した上で、法人後見支援員や生活支援員として活動していただきます。

ただし、同事業への利用ニーズの状況等によっては、直ちに実際の活動に至らない場合もありますので予めご理解ください。

※詳しい内容については、事前説明会にてご説明しますので、可能な限りご参加ください。

【申し込み・問い合わせ】

〒959-0231 燕市吉田口之出町1番1号

燕市社会福祉協議会 地域福祉課

福祉後見・権利擁護センター (燕市成年後見制度利用促進中核機関)

担当：車田、島羽、和田

TEL : 0256-78-7020 / FAX : 0256-78-7088

E-mail : tbm-kenri@tbm-swc.jp

燕ささえあいプラン (第4次燕市地域福祉計画・第4次燕市地域福祉活動計画) 該当項目

【基本目標】2誰もがつながり、切れ目のない支援に結びつくまちをつくろう。

【施策の方向性】③権利擁護の推進

【個別施策】①成年後見制度の普及・推進 (燕市成年後見制度利用促進基本計画)

燕市社会福祉協議会 福祉後見・権利擁護センター(成年後見制度利用促進中核機関)

「地域連携ネットワーク専門職派遣事業」のお知らせ

燕市社会福祉協議会 福祉後見・権利擁護センターでは、三士会*と連携し、権利擁護支援が必要な方を支援する相談支援機関のチーム会議等に専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）を派遣する「地域連携ネットワーク専門職派遣事業」を実施しています。

本事業では、支援方針の検討や専門的判断をサポートするとともに、権利擁護における地域連携ネットワークの構築を図ります。

※ 新潟県弁護士会、新潟県司法書士会、公益社団法人新潟県社会福祉士会

【対 象】

市内に住所を有する権利擁護支援を必要とする方を支援する相談支援機関とし、以下に示すチーム会議等とします。

- ・権利擁護支援を必要とする方を中心としたチーム会議等

※意思決定支援の観点から、原則として支援を必要とする方が参加するチーム会議等とします。

- ・その他、派遣を行うことが必要な会議等

【内 容】

以下の内容について助言します。

- ・権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容に関すること
- ・成年後見制度の利用に関すること
- ・その他、本人の権利擁護支援に必要なこと



【回 数】

原則、1事案につき1回 ※但し、事案の内容等によっては、同一事案で複数回派遣することも可能

【時間／場所】

時間：1回当たり2時間以内（原則として休日及び年末年始を除く午前9時～午後5時）

場所：燕市内

【費 用】

無 料 ※会場使用料等は申込者負担

【申し込み方法】

所定の申込書（裏面）に必要事項を記入し、原則として希望する日の14日前までに、燕市社会福祉協議会 福祉後見・権利擁護センターまで提出してください。（メール、ファックス可）

※調整の都合上、早めのお申し込みにご協力ください。

【申し込み・問い合わせ】

燕市社会福祉協議会 福祉後見・権利擁護センター
(成年後見制度利用促進中核機関)

住所 〒959-0231 燕市吉田日之出町1-1

Tel (0256) 78-7020 / Fax (0256) 78-7088

メールアドレス tbm-kenri@tbm-swc.jp

令和5年4月1日版

長岡市における市民後見人育成の方向性

開始年度 (途中見直しあり)		令和 2 年度～		令和 5 年度～		<以降予定> 令和 7 年度～	
講座		養成講座基礎編Ⅰ (旧：権利擁護支援者養成研修)	養成講座基礎編Ⅱ	養成講座実践編	名簿登録		
対象者		関心のある一般市民	基礎編Ⅰ修了者 日常生活自立支援事業生活支援員	基礎Ⅱ修了者	実践編修了・支援員経験		
内容		12単位程度（2～3日間） 基本カリキュラム（25単位をベースに長岡市独自カリキュラムを作成）	12単位程度（2～3日間）	25単位（5日間） 基本カリキュラムの実践編をベースに 検討	市民後見人 など		
受講後の活動例		地域でのボランティア活動 日常生活自立支援事業の生活支援員など	日常生活自立支援事業の生活支援員 法人後見支援員 など	日常生活自立支援事業の生活支援員 法人後見支援員 など			
成年後見センターの バックアップ支援		・日自支援員の活動案内 ・受講予定者に向けた広報	・日自支援員の活動案内 ・社協法人後見支援員の活動案内 ・センター実施研修の案内 ・受講予定者に向けた広報	・法人後見団体へのマッチング ・センター実施研修の案内 ・活動者フォロー	・各種バックアップ ・活動者のフォロー		

支援員は長岡市社会福祉協議会の指導、監督のもと活動

基礎編Ⅰ・Ⅱの修了者に対して令和7年度から実施
応用編修了者かつ一定期間の法人後見支援員経験者であり、活動を希望する
方に対して市民後見人としての活動を案内

議題（１） 成年後見センターの目標設定について

1 長岡市の成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方

国の定める成年後見制度利用促進基本計画と長岡市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備及び機能強化を中核機関である成年後見センターを中心に行い、成年後見制度の利用促進を目指す。

2 成年後見制度利用促進基本計画で示された中核機関が担うべき機能

第一期成年後見制度利用促進基本計画においては広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4機能に整理されていたが、第二期成年後見制度利用促進基本計画では中核機関がコーディネートする地域連携ネットワークの機能として3つの場面における支援に整理された。

- (1) 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）
成年後見制度につなぐ場合や、同制度以外の権利擁護支援（権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センターの相談対応など）などにつなぐ。
- (2) 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）
制度利用後の支援方針を検討する。その中で、適切な権利擁護支援チームの体制も検討する。
- (3) 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）
権利擁護支援チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援を開始する。

3 長岡市成年後見センターの現状

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関として、長岡市社会福祉協議会に運営を委託以降、制度に関する総合的な相談窓口として相談・広報機能を果たしている。

その一方で、受任者調整に関する仕組み作りや、後見人等受任者の人材不足の課題解決に向けた機能強化については、地域連携ネットワークの機能強化と併せて、まだ十分に機能を果たせていないため、今後重点的に取り組む必要がある。

※ 各種取り組みについては資料No. 1-1 実績報告参照

4 目標

		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	(1) 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	ア「権利擁護の相談支援」機能 ①相談機能の強化 継続 ・関係機関と連携し役割分担を行いながら、成年後見制度利用等の適切な支援を行う（任意後見制度、日常生活自立支援事業も含む）。 ・専門職、行政から助言を受けながら適切な支援方針の検討を行う。 ②広報機能の強化 継続 ・相談窓口の周知及び制度の普及啓発について、市民や支援者へ発信を行い講師派遣や様々な情報媒体を活用しながら、ニーズに合った情報を発信する。
	(2) 成年後見制度の開始までの場面（申立ての準備から後見人の選任まで）	イ「権利擁護支援チームの形成支援」機能 ③受任者調整会議の開催 令和8年度まで ・申立て時に後見人候補者の検討、マッチング及び推薦の仕組みを構築する。 ④市民後見人の誕生 令和8年度まで ・権利擁護支援者養成講座応用編（仮）を開催し、市民後見人名簿登録者を育成する。 ・知識だけではなく実務に長けた人材を育成するため、社協の法人後見支援員活動をステップとして市民後見人になるための仕組みを構築する。 ⑤市民後見人の受任 令和9年度以降 ・受任に向けたスキームを検討し、関係団体及び家庭裁判所と協議しながら受任に向けたフォロー体制を整備する。
	(3) 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	ウ「権利擁護支援チームの自立支援」機能 ⑥支援チームへの後方支援 令和7年度まで ・支援チームへの適切な助言を行うための体制を整備する。 ・意思決定支援、身寄りのない支援等への助言。 ・親族後見人への相談窓口としての周知。 ⑦被後見人等への相談支援 継続 ・苦情等があった場合に家裁や専門職団体と適切な共有を行いながら被後見人等と後見人等への適切な支援を行う。

5 工程予定表

第二期成年後見制度利用促進基本計画→ 第二期長岡市地域福祉計画中間見直し→				→第三期制度利用促進基本計画（仮） →（改正）第二期長岡市地域福祉計画
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
ア「権利擁護の相談支援」機能 ①相談機能の強化（継続）	行政機関、各相談機関と役割分担を行い適切な相談支援を実施			
	アセスメントシートの作成による共通理解の醸成			
	任意後見制度に関する契約の流れの説明や受任者の情報提供			
②広報機能の強化（継続）	市民、支援者向けの研修会の開催等による制度の普及・啓発、パンフレットの作成等各種媒体での広報			
	講師派遣チラシ作成による出前講座周知強化			
イ「権利擁護支援チームの形成支援」機能 ③受任者調整会議の開催（令和 8 年度まで）	ケース検討会開催による情報共有、検討			
	専門職団体向けアンケート		申立て時の候補者検討、マッチング	
④市民後見人の誕生（令和 8 年度まで）	権利擁護支援者養成講座基礎編Ⅰ・Ⅱの開催、修了者の生活支援員または法人後見支援員活動、適切なフォロー			
	権利擁護支援者養成講座応用編（仮）の開催			
⑤市民後見人の受任（令和 9 年度以降）	家裁との情報共有	市民後見人受任ケースの検討、フォロー体制の確認（市、専門職、家裁等）		
		市民後見人候補者への説明会等		
ウ「権利擁護支援チームの自立支援」機能 ⑥支援チームへの後方支援（令和7年度まで）	電話等による相談支援、情報提供	専門職後見人、親族後見人へのアプローチ検討、ニーズ調査		効果評価
	電話等による相談支援、事実確認	家裁、専門職団体との事例共有等による対応検討		効果評価
⑦被後見人等への相談支援（継続）				

支援者のための 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断フローチャート

地域の支援機関等

相談受理 → アセスメント → 生活上の課題整理

権利擁護の必要性の検討が必要

日常生活自立支援事業・成年後見制度活用のご利用ください。

①権利擁護支援のための困りごとチェックシート

長岡市成年後見センターへご連絡ください。

ご本人の意思を確認しながら、支援者と一緒に権利擁護支援の方針を検討します。

②権利擁護支援の方針検討シート

判断が難しいときは・・・

専門職による検討が必要

成年後見制度の利用へ

法定後見へ

候補者検討が

必要

or

不要

③成年後見制度 検討シート

任意後見へ

受任者の検討へ

申立て支援が

必要

or

不要

センター含め支援
者で役割分担し、
申立てを進めます

①権利擁護の必要性の検討

ケース検討会議で検討
(奇数月第4水曜日)

②望ましい候補者の検討

家庭裁判所へ
情報共有

日常生活自立支援事業の利用へ

専門員へ引き継ぎます。

必要なし

他のサービスの検討

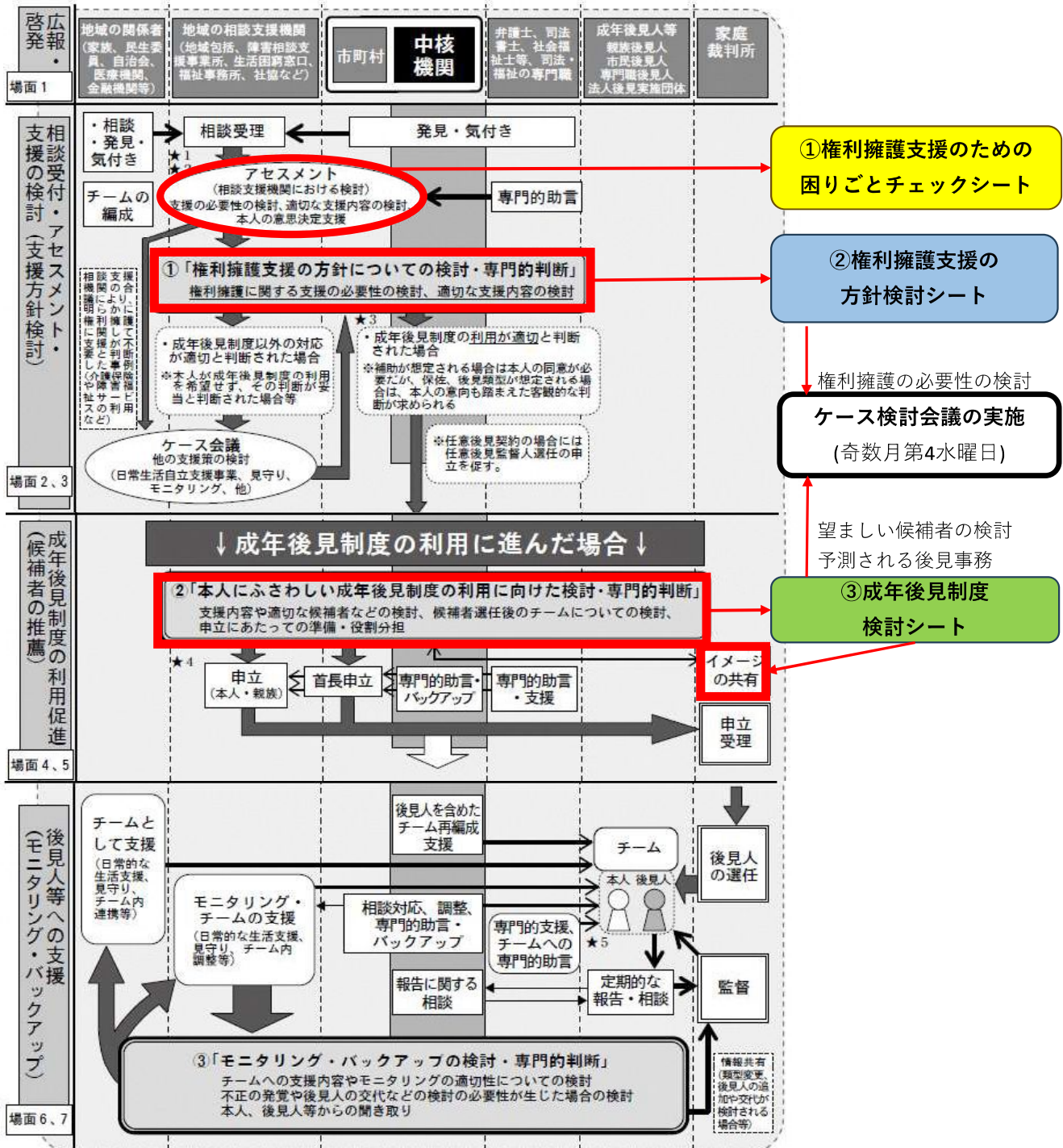
長岡市成年後見センター 長岡市成年後見センターは、長岡市から委託を受けて長岡市社会福祉協議会が運営しています。

〒940-0071 長岡市表町2-2-21 長岡市社会福祉センタートモシア2階 長岡市社会福祉協議会 権利擁護支援課内

電話 0258-86-4715 FAX 0258-33-6004 メール kenri@nagaoka-shkyo.or.jp

中核機関(長岡市成年後見センター)の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割 (フロー図)



成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」より引用

①権利擁護支援のための困りごとチェックシート

権利擁護支援の必要性や、ご本人の判断能力の程度を確認するためのチェックシートです。

利用者名		記入者	
------	--	-----	--

【1. 困りごとについて】 ※相談したい内容に☑を付けてください。(複数可)

- ☐ ●福祉サービスの利用手続き、契約にサポートが必要。
- ☐ ●郵便物や書類の管理が、一人では難しい。
- ☐ ●公共料金、福祉サービス、家賃等の支払いができていない。
- ☐ ●★自分で金融機関からお金を下ろすことができない。通帳や印鑑を紛失している。
- ☐ ●★認知症や障害等が原因でお金を使いすぎてしまうなど、自己管理が難しい。
- ☐ ●★消費者被害に遭っている。遭ったことがある。
- ☐ ●★親なきあと問題に備える必要がある。
- ☐ ●★他者にお金を渡してしまう、金銭の貸し借りなどで生活に支障が出ている。
- ☐ ●★知人などの第三者が金銭管理をしているが不適切な状況にある。
- ☐ ★親族や第三者から金銭搾取に遭っている。(または、その疑いがある)
- ☐ ★税金の申告や、保険請求手続きが必要。
- ☐ ★債務整理、自己破産などの手続きが必要。
- ☐ ★福祉施設入所契約が必要。
- ☐ ★医療契約・入院契約が必要。
- ☐ ★遺産分割、保険金の受領などの相続手続きが必要。
- ☐ ★預貯金、株・有価証券、不動産などの管理が必要。
- ☐ 上記のような困りごとを本人が理解し、制度や事業の利用を希望している。
- ☐ その他 ()

【2. ご本人の判断能力について】 ※相談時点での診断や手帳の有無は問いません

- ☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。(自ら契約することが出来る)
- ☐ ●支援を受ければ、契約等の意味、内容を自ら理解し、判断することができる。(自ら契約することが出来る)
- ☐ ●★支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。(自ら契約することが出来る場合がある)
- ☐ ●★支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。(自ら契約することが出来る場合がある)
- ☐ ★支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。(自ら契約することが出来ない)

●印だけにチェックが入る場合 = 日常生活自立支援事業でも対応可能
 ●★印両方の該当項目がある場合 = どの支援方針が適当か、個別相談
 ★印にチェックが入る場合 = 成年後見制度の利用が検討されます

②権利擁護支援の方針検討シート

ご相談の内容や基本情報等を伺い、権利擁護支援の方針を検討するシートです。①困りごとチェックシートと一緒にご提出ください。

相談者		本人との続柄 or 所属		電話番号	
相談タイトル	※例：「家賃の滞納など金銭管理に問題がある、身寄りのない高齢者の権利擁護支援について」など。詳細は、下記「相談に至った経緯」に記入してください。				
本人の同意	☐ あり ☐ なし → その理由： ☐ 拒否している ☐ 確認が困難 ☐ 確認していない		想定される支援	☐ 日常生活自立支援事業 ☐ 成年後見制度 ⇒ ☐ 法定後見 ☐ 任意後見 ☐ その他（ ）	
福祉サービス等利用の有無	☐ あり サービス種類（ ） ☐ なし ☐ 今後利用予定あり サービス種類（ ）			生活保護受給	☐ あり ☐ なし

本人の基本情報 ※太枠は入力必須です。その他項目については、フェイスシート等の資料の添付により確認できる場合に限り省略可です。

氏 名	※イニシャルでも構いません。		年 齢	70 歳代 ☐ 前半 ☐ 後半	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
住 所	※町名まででも構いません		現在の居所	☐ 在宅（ ☐ ひとり暮らし ☐ 家族と同居 ☐ グループホーム） ☐ 病院 ☐ 施設 ☐ その他（ ）		
判断能力、障害の種別	☐ 高齢（ ☐ 認知力低下あり） ☐ 精神障害 ☐ 知的障害 ☐ その他（ ）		☒ 要介護（ ） ☐ 要支援（ ） ☐ 長谷川式（ ）/30点 ☐ 障害支援区分（ ）		手帳の有無	☐ 有 ☐ 無 精神 級 療育 ☐ A ☐ B
家族状況 ※親・配偶者・子供等の有無、死亡、行方不明他の親族の有無、支援可能かなどの現在の関係性について、わかる範囲で記入してください。			親族関係図			
本人の状況 ※生活歴等含む			相談に至った経緯			
資産・負債の状況 ※預貯金、株式や債券、不動産、借金等の状況			年間収支 ※大まかな収入と支出を記入してください。			

今後について

本人の希望・意向(困っていること、好きなこと、嫌なことなど、出来る限り詳しく)

権利擁護支援の事業・制度が必要だと思われる情報。事業や制度を利用して、しなければならないことや期待されていること。

権利擁護支援の必要性の有無

☐ 成年後見制度

☐ 法定後見

☐ 任意後見

緊急性が有る

申立人不在(本人による申立ても難しい)

候補者の検討

☐ 必要

☐ 不要

→ 市長申立ての相談へ

【③後見検討シート】を用い、ケース検討会議へ

→ 結果を下記スペースへ

申立ての支援 ☐ 必要 → 役割分担を下記スペースへ

☐ 不要

☐ 日常生活自立支援事業 → 専門員へ引継

☐ 必要なし → 他のサービスの検討

ケース検討会議検討結果

実施日時 令和 年 月 日

今後の支援の方向性、課題など

申立てに向けての役割分担

☐ 本人への説明と同意

☐ 申立ては誰が行うか

必要であれば③後見検討シートを記入し、ケース検討会議へ

☐ 本人情報シートの作成者

☐ 望ましい候補者の検討は必要か

必要であれば③後見検討シートを記入し、ケース検討会議へ

☐ 書類をどう整えるか ☐ 診断書

☐ 申立書の作成支援

☐ その他の書類

(同行者の確認含む)

☐ その他

③成年後見制度検討シート

申立人	☐ 本人 ☐ 4 親等内親族 本人との関係() ☐ なし ⇒ ☐ 親族申立ての調査が必要 ☐ 市長申立ての検討が必要
診断書	☐ 取得済み(年 月 日付) ☐ 依頼済み ☐ これから依頼する 医療機関()
類型 (予測含む)	☐ 補助 支援を受けなければ、契約の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。 ☐ 保佐 支援を受けなければ、契約の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 ☐ 後見 支援を受けても、契約の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
予測される 後見事務	☐ 日常生活費の管理 ☐ 相続手続き ☐ 親族関係の調整 ☐ 介護や福祉サービス契約 ☐ 医療契約、入院契約 ☐ 不動産の管理・処分 ☐ キーパーソンが必要 ☐ その他（具体的に） ☐ 郵便物や書類の確認 ☐ 保険手続き ☐ 消費者被害の対応 ☐ 福祉施設の入所契約 ☐ 資産が高額もしくは複雑である ☐ 虐待、養護者対応 ☐ 親亡きあと問題
付与が必要と想定 される権限 (保佐・補助類型)	1.代理権の必要性 ☐ 必要 ☐ 不要 2.同意権の必要性 ☐ 必要 ☐ 不要
望ましい後見人 候補者及び 選任形態	☐ 親族() ☐ 社会福祉士 ☐ 弁護士 ☐ 法人後見 (将来的には、 ☐ 市民後見人) ☐ 司法書士 選任形態についての検討結果【 】 【理由】
後見人に必要と思われる支援(関係機関、支援者との連携等)	